

雇用保険制度・マルチジョブホルダーについて

マルチジョブホルダーに関する報告等

◇雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- マルチジョブホルダー、（中略）については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

- マルチジョブホルダーについては、適用に当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題もあり、2017年の番号制度のシステム運用の状況を考慮しつつ、中長期的観点から議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成27年12月25日）

- マルチジョブホルダーについては、社会保障・税番号制度の施行後も適用に当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題が引き続き存在することも踏まえつつ、諸外国の状況を含めて適切に実態の把握を行い、技術的な論点を考慮した上で、雇用保険の適用のあり方と併せて引き続き議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成28年12月13日）

- マルチジョブホルダーについては、複数の職場で就労することにより雇用保険が適用される週所定労働時間20時間以上となる者のセーフティネットの必要性について議論がある中で、仮にマルチジョブホルダーについて適用を行う場合には技術的な論点、雇用保険制度そのもののあり方との関係など専門的に検討する課題があることから、専門家による検討会を設置し、検討を進めていくことが必要である。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年3月15日 衆・厚生労働委員会）

五 いわゆるマルチジョブホルダーについては、雇用保険の適用に向けて、早期に専門家による検討を行い、必要な措置を講ずること。

※ 29改正の際、参議院でも附帯決議が行われたが、マルチに関する記載はなし。

◇働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議）

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定

～さらに、複数の事業所で働く方の保護等の観点や副業・兼業を普及促進させる観点から、雇用保険及び社会保険の公平な制度の在り方、労働時間管理及び健康管理の在り方、労災保険給付の在り方について、検討を進める。

雇用保険制度について

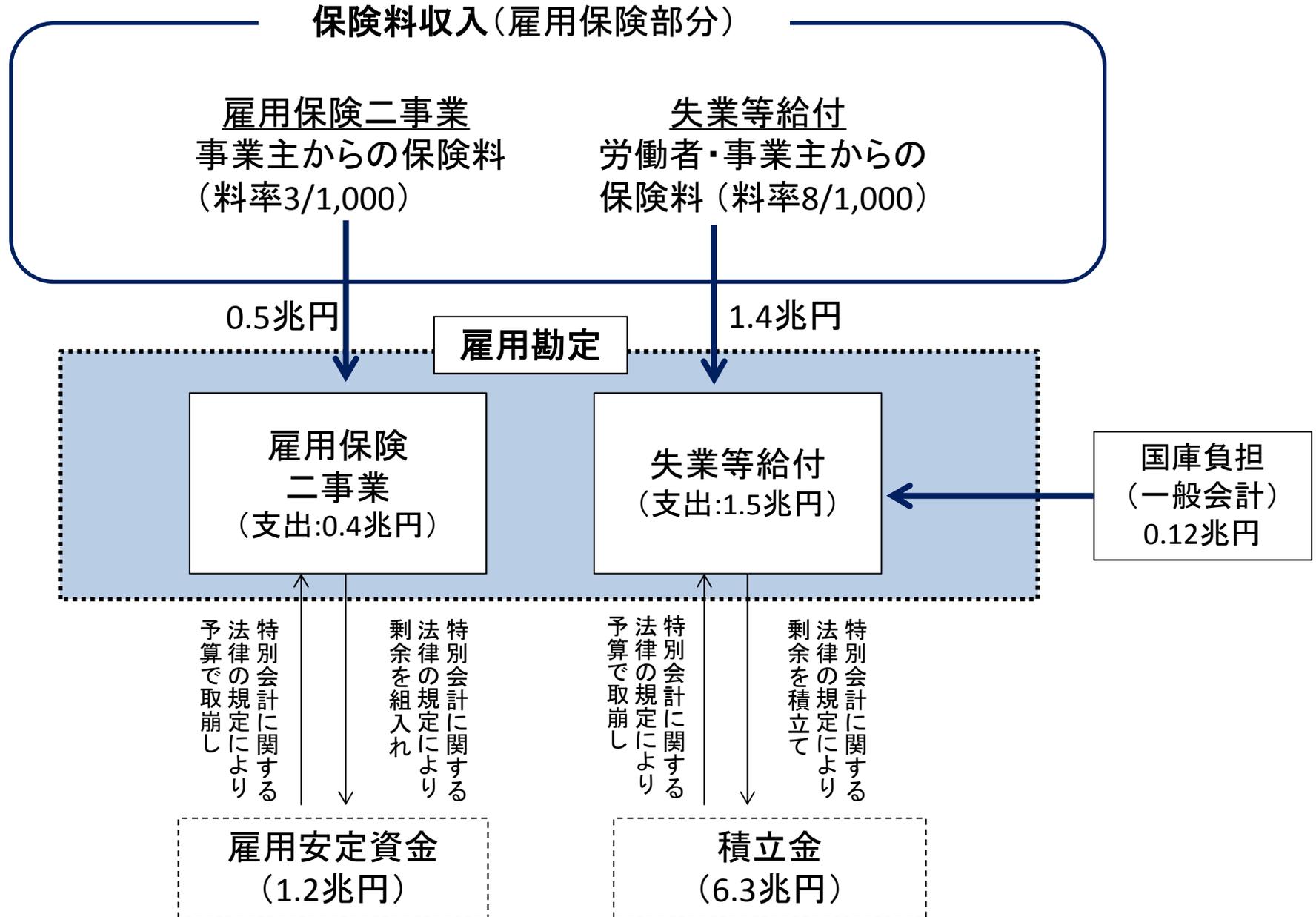
雇用保険は、

① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、

② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、

雇用に関する総合的機能を有する制度である。

労働保険特別会計(雇用勘定)の仕組み(平成28年度決算)



雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

<適用除外> 【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※2）であって、適用区域（※3）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※3 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

雇用保険の適用事業及び被保険者

被保険者の種類について

(1) 一般被保険者

被保険者のうち (2)、(3) 及び (4) 以外の者

(2) 高年齢被保険者【法37の2 I】

65歳以上の被保険者（(3) 又は (4) に該当しない者）

(3) 短期雇用特例被保険者【法38 I】

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（(4) を除く）

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者【法43 I】

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。

- ① 適用区域（※）に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの

・適用事業所数	2,163,600件（H28年度）	・一般被保険者数	39,706,530人（H28年度）
・高年齢継続被保険者数	1,776,809人（H28年度）	・短期雇用特例被保険者数	68,996人（H28年度）
・日雇労働被保険者数	14,438人（H28年度）		

短時間労働者への適用範囲の変遷

適用労働者の範囲の変遷

昭和50年～

- ・所定労働時間: 通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収: 52万円以上
- ・雇用期間: 反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間: 22時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)



平成6年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)



平成13年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: (年収要件を廃止)
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)



平成21年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 6か月以上(見込み)



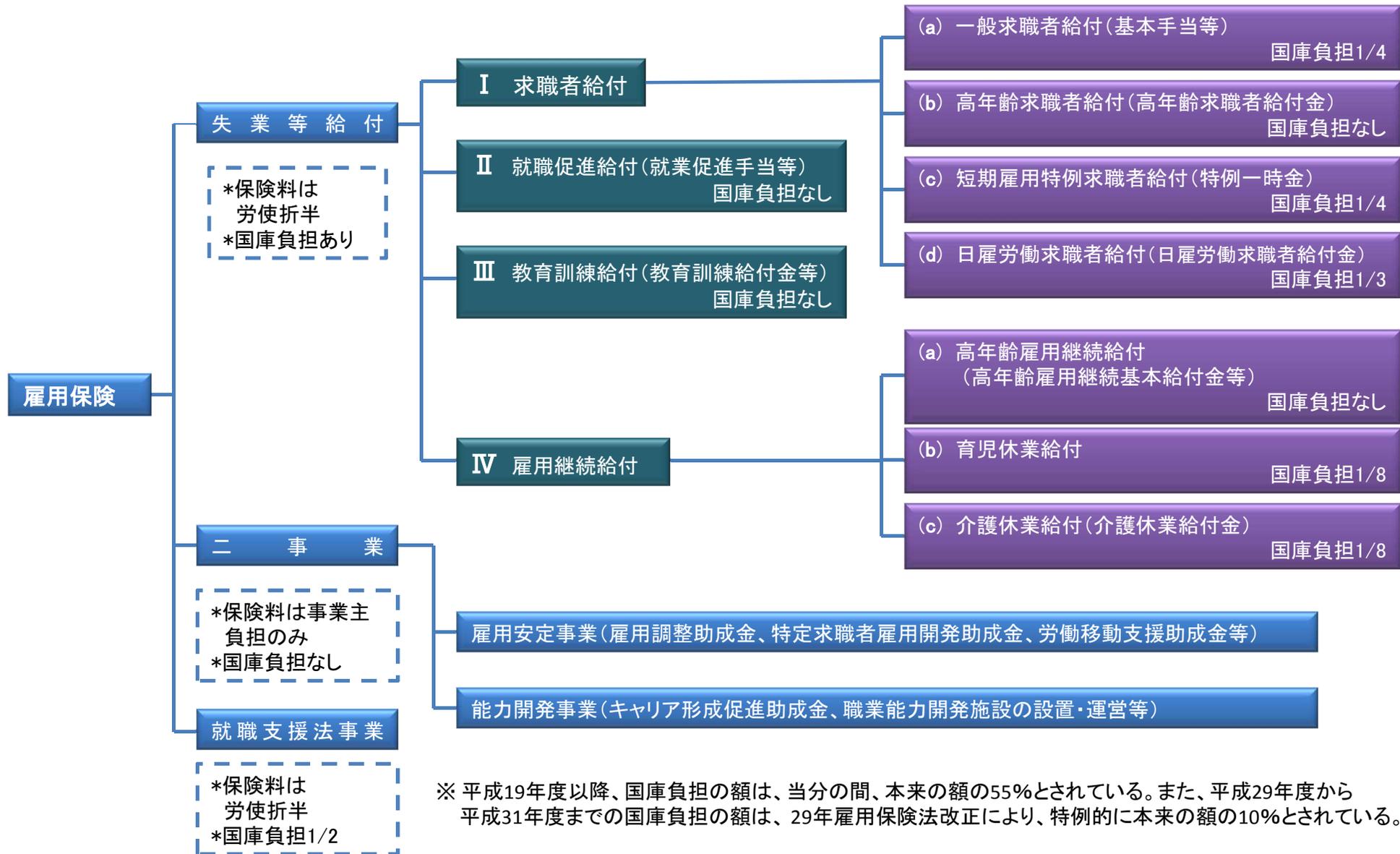
平成22年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 31日以上(見込み)

(参考) 失業保険法時代の適用基準

- ① 所定労働日が、通常の労働者のそれと同様であること。
- ② 一日の所定労働時間が、原則として、おおむね、6時間以上であること。
- ③ 常用労働者として雇用される見込みの者であること。
- ④ 賃金の月額が一定額以上であること。
- ⑤ 労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業所の通常の労働者のそれと、おおむね、同様であること。
- ⑥ 他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

雇用保険制度の概要(体系)



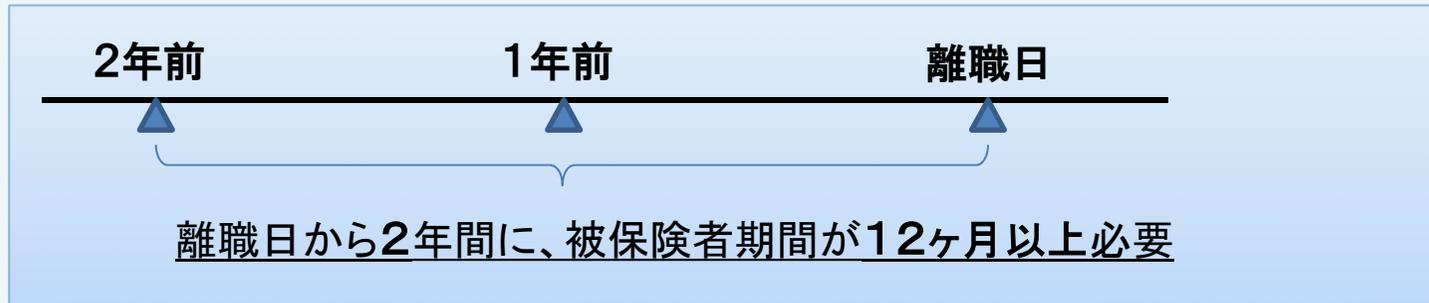
基本手当

基本手当【法13】

○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4 週間に 1 回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」 (法4Ⅲ)

基本手当

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

① 賃金日額の年齢別上限額（平成29年8月1日～）【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,470 円	13,420 円
30歳以上45歳未満		14,910 円
45歳以上60歳未満		16,410円
60歳以上65歳未満		15,650 円

② 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,470 - 4,940 円	80%	1,976 - 3,952 円
4,940 - 12,140 円	80 - 50%	3,952 - 6,070 円
12,140 - 16,410円	50%	6,070 - 8,205 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,470 - 4,940 円	80%	1,976 - 3,952 円
4,940 - 10,920 円	80 - 45%	3,952 - 4,914 円
10,920 - 15,650 円	45%	4,914 - 7,042 円

基本手当

③ 給付日数（原則）【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

区分 \ 被保険者であった期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
全年齢	—	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成34年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

高年齢求職者給付金の概要

65歳以上の適用

- 65歳以上の被保険者



給付金の概要

高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

短期雇用特例求職者給付金について

概要

季節的に雇用される者(短期雇用特例被保険者)が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の30日分(※)の一時金が支給される。

(※)当分の間は40日分

短期雇用特例被保険者と一般被保険者の比較

		短期雇用特例被保険者(特例一時金)	一般被保険者(基本手当)
適用		季節労働者(4月を超える雇用期間)	「週所定労働時間20時間以上」「31日以上雇用見込み」
給付	給付日数	40日(法の本則は30日)(※)	最低90日
	給付方法	失業認定日に失業していることを確認し、一時金を一括支給	4週間に1回に失業認定を行い、失業していることを確認した日数に応じて基本手当を支給
	受給資格要件	1年間に6月の被保険者期間	○ 倒産・解雇等の場合 : 1年間に6月の被保険者期間 ○ 自己都合の場合 : 2年間に12月の被保険者期間

(※)季節労働者に対する特例一時金は、毎年受給できる循環的な給付であり、給付と負担のバランスの観点から問題であるため、平成19年法改正において、給付日数を50日分から30日分とし、激変緩和の観点から、当分の間は40日分とされているもの

日雇労働求職者給付金について

1 概要

日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前2月において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分	印紙保険料額(労使折半)
第1級	7,500円	11,300円以上	176円
第2級	6,200円	8,200円以上11,300円未満	146円
第3級	4,100円	8,200円未満	96円

2 日雇労働被保険者の要件

日雇労働者であって次のいずれかに該当する者

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定したものに雇用される者
- ④ ①～③のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

※ なお、直近2月の各月に同一事業主に18日以上雇用された場合及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者

3 支給日数

受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26から31枚）～17日（印紙44枚以上）

就職促進給付

就業促進手当等【法56の3 等】

イ 就業手当

受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される。（ロの対象とする就職を除く）

ロ 再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額が一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

ハ 就業促進定着手当

基本手当受給者で早期再就職し、再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される。（支給残日数の40%分を上限）

ニ 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた額が一時金が支給される。（ロの手当を受けられる場合を除く。）

ホ 移転費

公共職業安定所及び職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く）の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

ヘ 求職活動支援費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。また、面接に際して子どもの一時的預かりを利用する場合の費用等についても支給する。

・就業手当 受給者実人員	1,343人（H28年度）
・再就職手当 受給者数	404,977人（H28年度）
・就業促進定着手当 受給者数	122,725人（H28年度）

・常用就職支度手当 受給者数	9,395人（H28年度）
・移転費 受給者数	889人（H28年度）
・求職活動支援費 受給者数	1,661人（H28年度）

教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内（※1）である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

（※1）妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大20年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練

② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の50%相当額（上限年間40万円）を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限年間16万円）を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる訓練

（※2）②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の80%を訓練受講中に2箇月ごとに支給（教育訓練支援給付金。平成33年度までの暫定措置）。

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

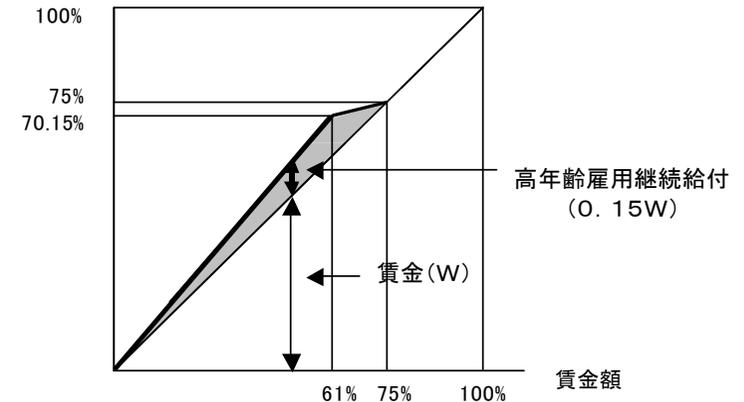
※賃金と給付の合計が月額35万7,864円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・80-85%：給付額は逡減 ・85%以上：支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15-75%：給付額は逡減 ・75%以上：支給しない

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付を支給する。

2 支給対象事由

労働者が1歳^(※)（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

※ 当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、1歳2ヶ月

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること

4 給付額

育児休業開始から6月までは休業開始前賃金の67%相当額、それ以降は休業開始前賃金の50%相当額

※ 原則40%のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ

※ 賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

介護休業給付の概要

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給する。

2 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族 1 人につき 3 回、通算93日を限度とする。

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前 2 年間に、賃金の支払の基礎となった日数が 1 1 日以上ある月が通算して 1 2 ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、その事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であり、かつ、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から 6 か月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合に給付の対象となる。

4 給付額

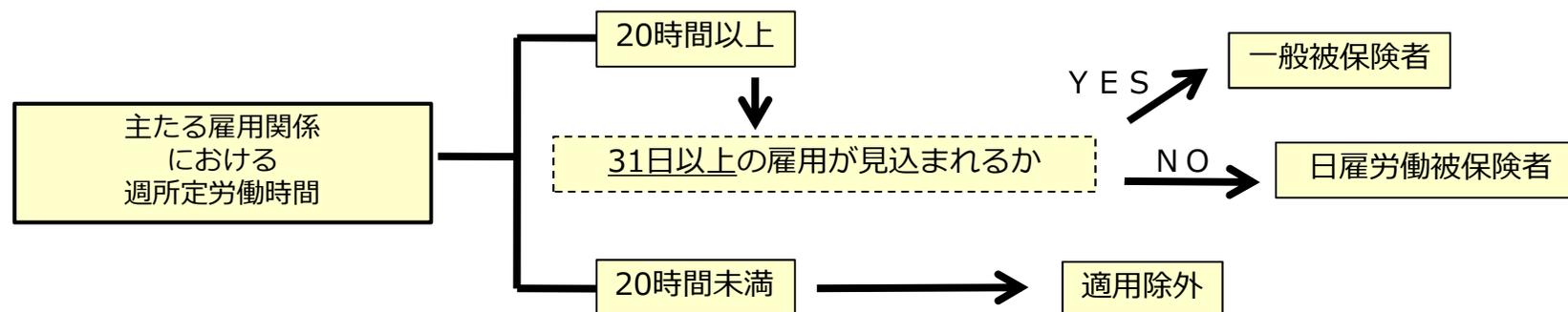
休業開始前賃金の 6 7 % に相当する額

マルチジョブホルダーについて

雇用保険の適用について

1. 雇用保険の適用範囲

- 雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。
- ただし、
 - ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**である者
 - ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者については被保険者とならない（適用除外）



2. 雇用保険の適用基準の考え方について

- 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨に鑑み、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。
- 一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々として、週の法定労働時間が40時間であること等を考慮し、20時間を適用の下限としている。

雇用保険の適用について

3. 2以上の雇用関係にある労働者の雇用保険の適用の取扱い

- 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。

※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。

※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されていれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらず、給付は行われない。

【適用とならない2以上の雇用関係にある労働者の例】

→ 事業主ごとに見た場合に20時間以上でなければ、合計が20時間以上であったとしても、適用対象外

【例】

事業主A：15時間	事業主B：10時間
-----------	-----------

合計が25時間でも適用されない

雇用保険被保険者数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

【月別】

(単位：人、%)

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
H19年度	36,164,864	2.6	829,458	10.7	133,944	△ 4.9	24,638	△ 6.1
H20年度	36,787,524	1.7	911,842	9.9	118,207	△ 11.7	24,556	△ 0.3
H21年度	36,612,254	△ 0.5	941,940	3.3	109,350	△ 7.5	24,045	△ 2.1
H22年度	37,195,060	1.6	946,528	0.5	101,664	△ 7.0	21,638	△ 10.0
H23年度	37,564,002	1.0	971,722	2.7	93,956	△ 7.6	20,031	△ 7.4
H24年度	37,816,094	0.7	1,106,958	13.9	90,812	△ 3.3	19,345	△ 3.4
H25年度	38,145,292	0.9	1,260,554	13.9	88,019	△ 3.1	18,718	△ 3.2
H26年度	38,621,660	1.2	1,432,663	13.7	82,077	△ 6.8	17,098	△ 8.7
H27年度	39,199,500	1.5	1,579,374	10.2	75,422	△ 8.1	16,421	△ 4.0
H28年度	39,706,530	1.3	1,776,809	12.5	68,996	△ 8.5	14,438	△ 12.1

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
H27年9月	39,245,831	1.5	1,565,132	10.2	105,512	△ 8.2	16,611	△ 3.5
10月	39,215,150	1.5	1,576,776	9.9	108,954	△ 7.9	16,043	△ 4.4
11月	39,269,781	1.5	1,598,803	9.6	98,749	△ 9.2	16,041	△ 4.4
12月	39,305,095	1.5	1,623,443	9.4	61,728	△ 12.2	15,940	△ 4.6
H28年1月	39,166,837	1.5	1,650,736	9.4	45,246	△ 11.6	15,978	△ 4.8
2月	39,162,619	1.5	1,674,767	9.2	39,087	△ 9.6	15,961	△ 4.8
3月	39,137,178	1.5	1,692,655	9.0	31,006	△ 8.8	15,818	△ 6.0
4月	39,235,382	1.1	1,631,832	9.5	45,436	△ 7.1	15,701	△ 6.9
5月	39,654,798	1.2	1,639,870	9.3	67,878	△ 7.7	15,710	△ 7.1
6月	39,804,478	1.3	1,649,626	9.2	83,728	△ 8.2	15,693	△ 7.3
7月	39,824,543	1.3	1,664,266	9.2	90,003	△ 8.9	15,628	△ 7.9
8月	39,811,497	1.4	1,681,530	8.9	93,008	△ 9.1	15,578	△ 8.2
9月	39,791,929	1.4	1,696,229	8.4	95,604	△ 9.4	15,203	△ 8.5
10月	39,726,974	1.3	1,702,054	7.9	97,852	△ 10.2	13,557	△ 15.5
11月	39,779,395	1.3	1,720,031	7.6	88,039	△ 10.8	13,484	△ 15.9
12月	39,806,945	1.3	1,742,023	7.3	56,088	△ 9.1	13,333	△ 16.4
H29年1月	39,683,794	1.3	1,895,503	14.8	42,952	△ 5.1	13,255	△ 17.0
2月	39,679,211	1.3	2,058,327	22.9	37,906	△ 3.0	13,110	△ 17.9
3月	39,679,418	1.4	2,240,411	32.4	29,463	△ 5.0	13,007	△ 17.8
4月	39,803,991	1.4	2,227,343	36.5	42,933	△ 5.5	12,540	△ 20.1
5月	40,283,191	1.6	2,282,864	39.2	65,448	△ 3.6	11,800	△ 24.9
6月	40,470,543	1.7	2,331,089	41.3	79,066	△ 5.6	11,351	△ 27.7
7月	40,465,174	1.6	2,363,482	42.0	83,721	△ 7.0	10,705	△ 31.5
8月	40,439,748	1.6	2,394,800	42.4	86,410	△ 7.1	10,494	△ 32.6

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。

(注2)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計した数。

マルチジョブホルダーの現状

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

		1987年	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年
本業も副業も雇用者である労働者（千人）	男	383	473	483	399	477	469
	女	167	284	409	416	553	581
	計	550	757	892	815	1,029	1,050
雇用者に占める割合※（%）	男	1.3	1.5	1.5	1.2	1.5	1.5
	女	1.0	1.4	1.9	1.8	2.3	2.3
	計	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8	1.8

※ 男（女）の割合は、男（女）の雇用者に占める「本業も副業も雇用者である男（女）の労働者」の割合

○ 本業も副業も雇用者である労働者の内訳（2012年）

本業の従業上の地位・雇用形態		総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
人数（人）	男	469,000	117,100	166,600	26,600	74,400	16,500	33,800
	女	581,200	28,900	90,000	255,000	115,100	18,100	35,000
	計	1,050,200	145,900	256,700	281,600	189,500	34,600	68,700
構成比（%）	男	100.0	25.0	35.5	5.7	15.9	3.5	7.2
	女	100.0	5.0	15.5	43.9	19.8	3.1	6.0
	計	100.0	13.9	24.4	26.8	18.0	3.3	6.5

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた副業している者の数

全雇用者のうち副業をしている者の数を本業の所得階層別にみると、本業の年間所得が299万以下の階層で全体の約7割を占めていることがわかる。

本業の所得階層		総数	100万未満	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
副業(※)ありの者の人数	男	1,006,900	131,800	184,400	184,000	122,700	92,400	62,000	56,600	87,300	81,800
	女	909,000	403,300	289,600	115,600	34,300	18,700	10,200	7,800	16,000	8,700
	計	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
割合(%)	男	100.0	13.1	18.3	18.3	12.2	9.2	6.2	5.6	8.7	8.1
	女	100.0	44.4	31.9	12.7	3.8	2.1	1.1	0.9	1.8	1.0
	計	100	28.1	24.9	15.7	8.2	5.8	3.8	3.4	5.4	4.7

※副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従業者」も含む。

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する 副業をしている者の割合

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する副業をしている者の割合については、本業の年間所得が199万以下の階層と1000万以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高いことがわかる。

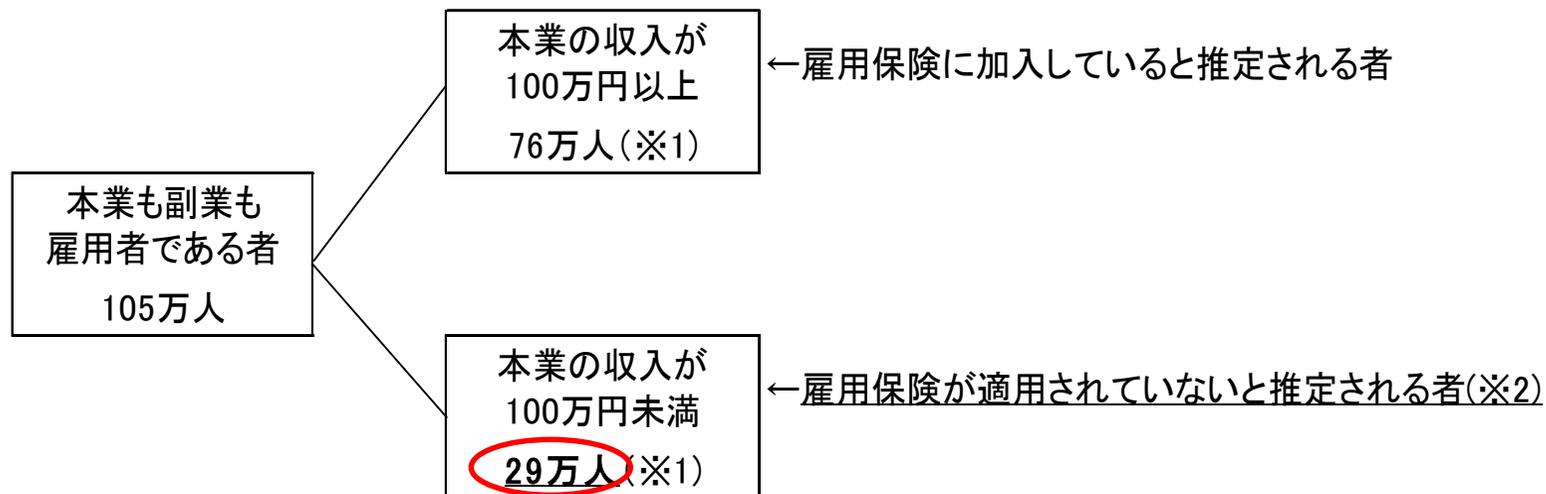
所得階層	総数	100万未満	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
総数	57,008,800	9,132,500	10,510,700	10,794,400	7,804,600	5,683,200	3,927,800	2,781,100	4,016,700	1,676,100
副業ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
副業なしの者の人数	54,184,600	8,471,100	9,914,600	10,372,700	7,569,700	5,516,300	3,820,700	2,691,400	3,879,300	1,564,800
副業ありの者の数の各所得階層別の総数に対する割合	3.4	5.9	4.5	2.8	2.0	2.0	1.8	2.3	2.6	5.4

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

○雇用保険が適用されていないマルチジョブホルダーの数について

(粗い推計)

次のとおり、多くても30万人程度と推測される。



(※1)副業をしており、かつ、本業が雇用者である者の本業の所得階層(※)から試算

年間所得 100万円以上 72% → 105万人 × 72% = 76万人

年間所得 100万円未満 28% → 105万人 × 28% = 29万人

(※)出典:総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

(※2)雇用保険に加入していないと推定される者

雇用保険においては、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上雇用見込があると雇用に参加することとなる。

仮に1週間の所定労働時間が19時間であり、時給が1,000円であるとした場合、年間所得は約99万円となることから、本業の収入が100万円未満の者は雇用保険が適用されていない者と推定される。

約99万円 = 1000円(時給) × 19時間(所定労働時間) × 52週(年間)

なお、この中には、副業の労働時間を加えても、労働時間の合計が20時間未満の者も含まれていると推定される。

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について①

日本	フランス	ドイツ
<p><1 主な適用要件> 原則、以下の要件を満たす雇用者 ○31日以上雇用見込みがあること ○1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p>	<p><1 主な適用要件> 雇用契約を結んでいる民間の賃金労働者 (注)労働時間による適用要件は存在しない</p>	<p><1 主な適用要件> 65歳未満で月収450ユーロ以上の労働者 (注)労働時間による適用要件は存在しない</p>
<p><2 主な受給要件> ①離職日前2年間において、通算12か月以上の被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、6か月以上の被保険者期間がある) ②公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態(※)にある</p>	<p><2 主な受給要件> ①以下のとおり、年齢別で一定の被保険者期間が必要 ○50歳未満 離職日前28か月間で、122日(または610時間)以上 ○50歳以上 離職日前36か月間で、122日(または610時間)以上 ②正当な理由なく自己都合で離職した者でないこと ③就労活動に必要な身体能力があること ④雇用局(日本でいう公共職業安定所)に求職者として登録されていること ⑤求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること ⑥原則、60歳未満であること</p>	<p><2 主な受給要件> ①離職日前2年間において通算12か月以上の被保険者期間がある ②雇用エージェンシー(日本でいう公共職業安定所)に失業登録をしていること ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態(※)にある ※就労していないもしくは就労時間が(合算して)週15時間未満であること</p>
<p><3 給付日数> 年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。</p>	<p><3 給付日数> 被保険者期間の日数が給付日数となるが、以下のとおり、年齢別で給付日数の下限と上限が設定されている。 ○50歳未満 4か月(122日)～24か月(730日) ○50歳以上 4か月(122日)～36か月(1,095日)</p>	<p><3 給付日数> 以下のとおり、失業前5年間の被保険期間及び年齢によって変動する。 12か月：給付6か月、16か月：給付8か月、20か月：給付10か月、24か月：給付12か月 また、 30か月で50歳以上：給付15か月 36か月で55歳以上：給付18か月 48か月で58歳以上：給付24か月</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について②

日本	フランス	ドイツ
<p>< 4 給付水準 > 離職前賃金（離職日前6か月間の給与をもとに算定する。）の50～80%（低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%。）</p>	<p>< 4 給付水準 > 離職前の賃金（離職日前12か月間の給与をもとに算定した参考給与日額。）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム等）に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ○1,147ユーロ未満 支給（日）額：離職前賃金の75% ○1,147～1,256ユーロ未満 支給（日）額：28.67ユーロ（定額） ○1,256～2,125ユーロ未満 支給（日）額：離職前賃金（月額÷30日）の40.4%+11.76ユーロ ○2,125～12,872ユーロ未満： 支給（日）額：離職前賃金（月額÷30日）の57%</p>	<p>< 4 給付水準 > 従前の手取賃金の67%（扶養する子がいな い場合は60%）（賃金は、離職日前12か月の収入から算定する。）</p>
<p>< 5 給付制限 > 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。また、①公共職業安定所が紹介した職業に就くこと②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること③公共職業安定所が行う職業指導を受けること、を正当な理由なくして拒否した 場合については、1か月以内の給付制限がかかる。</p>	<p>< 5 給付制限 > 実際に求職活動を行っていないことが判明した場合には、手当支給の中断（求職者リストからの抹消）、手当の減額等の措置をとることがある。 （※正当な理由なく自己都合で離職した者については、給付されない）</p>	<p>< 5 給付制限 > 失業者が合理的な理由なく就労関係を解消したり、職業紹介や面接を拒否した場合、1～12週間の支給停止となる。</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について③

日本	フランス	ドイツ
<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営組織 公共職業安定所（厚生労働省） ○失業認定の仕組み 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。 <p>※失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営組織 雇用局（全国商工業雇用連合） ○失業認定の仕組み 毎月1回、雇用局の質問票に基づいてインターネットによる報告。 <p>※失業認定や給付のために必要な情報は、本人の申告情報をもとに判断。不正受給の調査等に際しては、他機関との情報連携等も実施。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営組織 連邦雇用エージェンシー (連邦労働・社会省) (保険料は疾病金庫が徴収) ○失業認定の仕組み 失業者自身が直接窓口に来て手続きを行う。 (電話・郵送による手続きは不可) 失業認定書に基づき、職業斡旋を積極的に受け入れているかどうか等で失業状態の判断を行う。 <p>※連邦雇用エージェンシーは全被保険者期間や収入に関する情報を保有しておらず、失業認定や給付のために必要な情報は失業が発生した時点で収集される。</p>

(注)ドイツ、フランスについては、雇用保険給付の終了後直ちに、政府の一般財源によって運営される失業扶助がある。

なお、日本は雇用保険給付の終了後については、求職者支援制度によって対応している。

資料出所:『データブック国際労働比較2017』(労働政策研究・研修機構)

日本、フランス、ドイツにおけるマルチジョブホルダーに係る取扱い

日本	フランス	ドイツ
<p><1 適用要件、保険料徴収について> 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。</p>	<p><1 適用要件、保険料徴収について> マルチジョブホルダーについては、それぞれの雇用関係において、失業保険が適用され、保険料の支払い義務が発生する。</p>	<p><1 適用要件、保険料徴収について> マルチジョブホルダーについては、それぞれの雇用関係において、65歳未満かつ月収450ユーロ以上であれば、失業保険が適用され、保険料の支払い義務が発生する。</p>
<p><2 受給要件> 雇用保険の被保険者となっている仕事について、通常の離職と同様の要件で受給することができる。</p> <p>○ ただし、以下の期間については失業とみなすことができないため給付されない。</p> <p>(1) 1日4時間以上の仕事（雇用関係に入る以外にも請負や委任や自営業業務含む）に就く日</p> <p>(2) 雇用保険の被保険者となっている期間</p> <p>(3) 契約期間が7日以上の雇用契約であって週あたりの労働時間が20時間を超え、一週間の労働日数が4日以上の場合は当該一の契約期間に基づき就労が継続している期間</p>	<p><2 受給要件> 失業給付を受給しながら、就労している仕事についての給料を受け取ることができる。 ※複数の職に就いていて、そのうち一つの職を失った場合を含む。 ※失業給付の受給額と就労による収入額の合計が前職給与額を超えてはならない。</p>	<p><2 受給要件> 複数の職に就いていて、そのうち一つの仕事を失った場合であっても、所定労働時間が15時間以上である職に就いている場合には、失業給付の受給資格はない。（15時間未満の就労をしている場合には「失業状態」となり、通常の給付が受給可能） ただし、上記の場合についても、一定の要件を満たせば「部分的失業給付」を受給することが可能である。</p>
<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準</p>	<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準</p>	<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準。</p>
<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準</p>	<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準</p>	<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準。 部分的失業給付の期間は最大で6週間。</p>